

延喜の制小社に列せられ、諸郡神階帳に、「正四位上飽波神社益津郡坐」と見えたり、元と由麓に鎮座あらせられしが、中古今の地に奉遷せり、正徳五年の棟札を藏す、云く、「益頭郡益頭莊飽波神社、川關大明神」と、社領は往古若干を有せしが、永祿元龜の亂に失ひたりと傳ふ、然れども、幕府時代は除地高三石四斗たりき、明治六年三月郷社に列す。

社殿は本殿、拜殿を備へ、境内は六百七十二坪(官有地第一種)あり、境内地附近に神木と稱する松樹あり、四擁許ありと、當社が式の飽波神社なることは、既に學者の定説の如くなるが、或説に益津郡花澤村高草山法華寺の縁起に、「式内飽波神社は當山上にあり、祭神水分神也」とあり、同寺の背後の山を高草山と稱す、益頭有度兩郡に跨り、是古の飽波山なるべしとの説も見えたる山なるが、絶頂平坦なる地あり、俗に權現平と稱し、近世迄小社ありしが、今は礎を存すと、此地若し社地とする時は、神名帳順次にも叶ひ、又類聚國史に、

「孝徳天皇大化三年丁未春、令阿倍大臣寬辨河國益頭郡飽波山鳥獸、以千級算之、神官負幣出神饌、歎爲穢汚、列卒不聽之、終告阿倍大臣、故止之、其夜有小狐、入阿倍之夢、贈兼金三百圓、歸官奏之、後永停神山之獵、云々」

と見えたるにも、よくかなへり、地名辭書亦、高草山は飽波山なるべく、随つて、飽波神社は川關神社にあらざるべしといへり、後考を俟つ。

尙當社を飽波神社、及川關神社の兩社とするあり、又同社とするあり、其の間甚だ曖昧たり。

- 境内神社
- 稻荷神社
 - 熊野神社
 - 諏訪神社
 - 泉神社
 - 藤森神社

例	祭日	自十月一日至十月三日	神饗幣帛料供進	明治四十年六月二十日
會計法適用	告示第四百三十四號	明治四十一年九月二十五日	指定年月日	告示第六十號
指定年月日	告示第四百三十四號		氏子戸數	六百四十四戸
			崇敬者員數	千二百六十二戸

○静岡縣駿河國志太郡豊田村大字三ヶ名字伊勢島

郷社 神明社

祭神 天照皇大御神 品陀和氣命 不詳

別殿 八王子神社

創立年代詳ならず、但し、古社なるは疑ひなし、舊除地高二石を有せり、明治八年二月郷社に列す。社殿は本殿、拜殿の二字にして、寛保元年五月の再建なりと、境内は四百二十七坪(官有地第一種)を有す、神木と稱する柏と松とあり、周圍二丈八尺、明治三十三年十一月、當村字反房無格社左口神社、同字伊勢島無格社、若宮八幡宮、同字川端無格社、飯綱神社を合祀す。此の地は、元と伊勢神宮の御園にして、神風抄に、「小楊津御園上分三石雜用三」と見えたる地にして、當社は彼の御厨の地に神明宮を祭りたるがごとく、御園の爲め祭祀せられたるものなり、随つて當社の創立は甚だ古きが如し。